

文市地第62号  
平成19年8月10日

京都市路上喫煙等対策審議会  
会 長 彦 惣 弘 様

京都市長 梶 本 頼 兼  
(担当 文化市民局市民生活部地域づくり推進課)

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の施行に関する重要事項について（諮問）

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第7条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

路上喫煙等禁止区域の指定について

(趣旨説明)

### 路上喫煙等禁止区域の指定について

京都市では、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を制定し、第11条の罰則規定を除き、平成19年6月1日から施行しています。

本条例では、第5条第1項で「市長は、市民等の身体及び財産への被害を防止し、並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。」と定めており、同第3項で「路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、「京都市路上喫煙等対策審議会」の意見を聴かなければならない。」との規定を設けています。

現在本市では、路上喫煙等禁止区域の指定については、市民に分かりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、実効性のある取組を進めていくことができるよう、特に人通りの多い5つの道路に限定したいと考えています。

また、このように可能な限り一部区域に限定することで、喫煙される方とそうでない方の共存という考え方にも配慮することができるのではないかと考えています。

つきましては、以上のことを御賢察のうえ、本条例に基づく取組が真に実効あるものとなるよう、路上喫煙等禁止区域の指定について、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

<禁止区域として想定する5つの道路>

- ① 河原町通（御池～四条間）
- ② 四条通（四条大橋～烏丸間）
- ③ 三条通（三条大橋～寺町間）
- ④ 寺町通（御池～四条間）
- ⑤ 新京極通（三条～四条間）